

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準について

■ 子ども・子育て支援新制度とは

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部を改正する法律
- ・関係法律の整備等に関する法律

に基づく、幼児教育・保育・子育て支援に関する新しい仕組みで、平成27年4月1日の開始が予定されています。

これにより、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」等を行うことを目的としています。

新制度の利用の流れ

新制度では、以下のような流れで手続きをしていただきます。現在と大きく異なるものではありませんが、市や施設などから提供される情報をよくご確認ください。



※新制度の利用に係る保育料は、保護者の所得に応じた支払が基本となります。また、契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

新制度による子ども・子育て支援サービスは、以下の「給付」と「事業」で構成されます。

- ・子ども・子育て支援給付
 - 施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育園）
 - 地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育 等）
 - 児童手当

- ・子ども・子育て支援事業
 - 利用者支援事業
 - 地域子育て支援拠点事業
 - 妊婦健康診査
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 養育支援訪問事業
 - 子育て短期支援事業
 - ファミリー・サポート・センター事業
 - 一時預かり事業
 - 延長保育事業
 - 病児保育事業
 - 放課後児童クラブ
 - 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - 多様な主体の参入促進事業

■ 市の定める基準について

新制度開始に当たって、市は、下図の■に示される4つの基準を定めなければなりません。

施設・事業の種類		認可	確認
幼児教育・ 保育実施機関	私学助成	幼稚園	—
	施設型給付等 対象施設	幼稚園	北海道 苫小牧市
		保育所	
		認定こども園 (幼保連携型・ 幼稚園型・ 保育所型・ 地方裁量型)	
	地域型給付 対象施設	小規模保育事業	苫小牧市
家庭的保育事業			
事業所内保育事業			
居宅訪問型保育事業			
放課後児童健全育成事業		市へ届出	—

■ 保育の必要性認定基準（条例又は規則）

■ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例（仮称）

■ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例（仮称）

■ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例（仮称）

利用に当たっては、
事前に保育の必要性の認定を受ける

■ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

新制度では、認可を受けた教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等）が、認可基準を満たしているか、運営基準を満たしているかを「確認」し、確認された場合、給付等（施設型給付、地域型給付、委託料）の対象となります（確認制度）。このとき使用する「運営基準」について、内閣府令を踏まえて「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準条例」として、市が制定しなければなりません。

○制定が必要な事項

利用開始に伴う基準

教育・保育の提供に伴う基準

管理・運営等に関する基準

撤退時の基準 等

■ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

現在、教育・保育施設（幼稚園、保育園、認定こども園）の認可は北海道が行っておりません。新制度では、比較的小規模な下表の4つの事業を対象に、新たに「地域型給付」が創設され、この給付を受ける施設は、市が認可を行うこととなります。この認可の基準について、厚生労働省令を踏まえて「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」として、市が制定しなければなりません。

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
小規模保育事業	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
居宅訪問型保育事業	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

○制定が必要な事項

職員数・資格要件

設備・面積基準

給食の対応

耐火基準 等

■ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

新制度においては、放課後児童クラブの実施主体は市となり、事業実施における設備・運営に関する基準について、厚生労働省令を踏まえて「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」として、市が制定しなければなりません。

○制定が必要な事項

従事する者

員数

施設・設備

開所日数・開所時間

児童の集団規模 等

■ 保育の必要性の認定基準

これまでは、保育所の入所手続きを行う際に、在職証明書等を提出いただくことによって幼児が保育に欠けるかの判定をしていました。新制度では、幼児教育・保育の利用を希望する場合、入所手続きとは別に、保育の必要性の認定を受けなければなりません。認定は、年齢、保育の必要性によって、下表のとおり1号から3号までに区分されます。この際に使用する保育の必要性の基準について、「子ども・子育て支援法施行規則」や現状を踏まえて、市が運用することが認められています。この基準については条例又は規則で定めることとなります。

	0,1,2 歳	3,4,5 歳
保育を必要とする	3号 (保育所、認定こども園)	2号 (保育所、認定こども園)
保育を必要としない	—	1号 (幼稚園、認定こども園)

○検討が必要な事項

事由

区分

優先利用

■ 「参酌すべき基準」と「従うべき基準」について

府・省令に定められた基準は「参酌すべき基準」と「従うべき基準」に分けられます。それぞれの取扱いは、以下のとおりとなります。

	「参酌すべき基準」型	「従うべき基準」型
法的効果	○「参酌すべき基準」とは、十分参照した上で判断しなければならない基準	○「従うべき基準」とは、適合しなければならない基準
	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照し、これによることの妥当性を検討した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	○「参酌」したことについて説明責任（「参酌すべき基準」と異なることとなった内容を含む） ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	○「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒基準の範囲を超える場合は違法

※平成 21 年 10 月 7 日 地方分権改革推進委員会第 3 次勧告 別紙 2 より